

# 入札・見積結果公表簿

入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥15,690,000	最低制限価格比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥14,434,000
-------------------------	-------------	----------------------------	-------------

起工番号	第 教011 号	工 種	管工事
工 事 名	榎原中学校特別教室空調機設置機械設備工事		
工事場所	東榎原町	履行期間	契約締結の翌日から起算して 120 日間 年 月 日～ 年 月 日迄
入札日時	令和 6 年 7 月 25 日 13 時 30 分		入札場所
現場説明日 時	年 月 日 時 分	無し	
落札または決定業者	協栄住設工業(株)	契約金額	15,877,400
	久留米市安武町安武本1683-1		
指名理由			

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
1	(株)古賀住設		14,434,000		
2	藤吉設備(株)		14,434,000		
3	(株)古川工務店		14,434,000		
4	(株)ユニイチ		14,434,000		
5	三陽ガステック(株)		14,434,000		
6	(株)信栄冷機工業		14,434,000		
7	(有)松雪重設		14,434,000		
8	(株)久留米空調サービス		14,434,000		
9	協栄住設工業(株)		14,434,000	15者同額のため、抽選により決定	
10	中島空調設備(株)		14,434,000		
11	(有)エース工業		14,434,000		
12	(株)クリアウォーター設備		14,434,000		
13	(有)二又設備商会		14,434,000		
14	(株)中島設備		14,434,000		

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

# 入札・見積結果公表簿

入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥15,690,000	最低制限価格比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥14,434,000
-------------------------	-------------	----------------------------	-------------

起工番号	第 教011 号	工 種	管工事
工 事 名	榎原中学校特別教室空調機設置機械設備工事		
工事場所	東榎原町	履行期間	契約締結の翌日から起算して 120 日間 年 月 日～ 年 月 日迄
入札日時	令和 6 年 7 月 25 日 13 時 30 分		入札場所
現場説明日時	年 月 日 時 分	無し	
落札または決定業者	協栄住設工業(株)	契約金額	15,877,400
	久留米市安武町安武本1683-1		
指名理由			

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
15	(株)今泉設備		14,434,000		
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。

# 入札・見積結果公表簿

入札書比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥44,417,000	最低制限価格比較価格 (消費税(相当額)抜き)	¥39,974,000
-------------------------	-------------	----------------------------	-------------

起工番号	第 道維004 号	工 種	ほ装工事	
工 事 名	篠山校区舗装補修(A6号線)工事			
工事場所	東櫛原町	履行期間	契約締結の翌日から起算して 190 日間 年 月 日～ 年 月 日迄	
入札日時	令和 6 年 7 月 25 日 13 時 34 分		入札場所	総務部契約課入札室
現場説明日時	年 月 日 時 分	無し		
落札または決定業者	(株)ディーエーケー工業	契約金額	47,300,000	
	久留米市津福本町481-3			
指名理由				

番号	商号又は名称	立会人	第1回	第2回	見積額
1	久留米アスコン(株)		44,100,000		
2	(株)渡辺道路		44,100,000		
3	協建設(株)		44,400,000		
4	(株)松隈工務店		44,000,000		
5	(株)中山建設		43,950,000		
6	(株)ディーエーケー工業		43,000,000		
7	(株)エイコウ		44,350,000		
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					

上記金額に100分の10に相当する額を加算した金額が申込みに係る価格である。